

## 介護給付費通知書のご案内

### 1. 介護給付費通知書のご案内

揖斐広域連合では、介護保険を利用された方へ、「介護給付費通知書」を送付しています。

「介護給付費通知書」は、ご利用いただいている介護サービス事業所からの保険請求にもとづき、サービスの種類や費用など、実際のサービス利用状況をお知らせするための通知です。

この通知を受け取ったことにより、何か手続きを行ったり、お金を支払う必要はありません。

### 2. 通知の読み方

下記の《通知例》を参考に、お手元の介護給付費通知と毎月のサービス利用票および事業者が発行した領収書を見比べ、費用が正しく計上されているかご確認ください。

#### 《通知例》

サービス月	サービス事業所	サービス種類 ／サービス名称	サービス 日数／回数	利用者負担額 合計額（円）	サービス費用 合計額（円）
令和3年8月	〇〇〇事業所	訪問介護		3,200	32,000
令和3年8月	株式会社〇〇〇	福祉用具貸与		2,500	25,000
令和3年8月	〇〇支援事業所	居宅介護支援		0	13,980

【サービス月】 介護サービスを利用した月が記載されています。

【サービス事業所】 介護サービスを受けた事業所名、施設名が記載されています。

【サービス種類／名称】 利用したサービスの種類が記載されています。

【利用者負担額合計額】 事業所に支払った金額（1割～3割）が記載されています。

※施設（ショートステイを含む）の食費・居住費の軽減を受けている方は、実際に負担した金額が記載されています。

※居宅介護支援（ケアプラン作成）には、利用者負担はありません。

【サービス費用合計額】 実際にサービス利用にかかった費用（10割）が記載されています。

※介護保険の対象となる費用のみを記載しておりますので、実際支払った金額と一致しない場合があります。

※介護保険外のサービスについては、この通知に記載はありません。

※本通知は、令和4年3月7日時点の受給者情報及び介護給付費情報を基に作成しています。

お問合せ先

揖斐広域連合 介護保険課

〒501-0603 揖斐郡揖斐川町上南方 1-1 揖斐総合庁舎 5階

TEL：0585-23-0188 FAX：0585-21-0126

## 介護給付費通知についてのQ & A

Q. 介護給付費通知とは何ですか。

A. この通知は、ご利用いただいている介護サービス事業所からの保険請求にもとづき、サービスの種類や費用など、どのような介護保険サービスをどのくらい利用されたかをお知らせするとともに、介護保険制度に対するご理解を深めていただくためのものです。

Q. 介護給付費通知を受け取りましたが、何か手続きは必要ですか。

A. この通知を受け取ったことにより、何か手続きを行ったり、お金を支払う必要はありません。

この通知は、介護サービスを利用している方全員に送るものです。皆さまにサービス内容を確認していただき、介護保険の適正化を図ることを目的としています。

Q. 何のデータを元に作ったのですか。

A. この通知は、サービスを利用した介護保険事業所からの介護保険請求を元に作成しております。したがって、該当期間にサービスを利用されていても、何らかの事情により事業所からの請求が遅れた場合は、記載されておられません。

Q. 通知の中の利用者負担額が、事業所からの領収書と合っていないのはどうしてですか。

A. この通知書にはサービス事業所からの請求があった内容が記載されていますが、事業所からの請求が遅れているものについては記載されていません。また、利用者負担額には、保険適用外のサービス利用分（事業所での日常生活費や支給限度額を超えて全額自己負担となった部分など）は含まれておりませんので、実際に支払った金額と一致しないことがあります。

Q. 「居宅介護支援」というサービス種類がありますが、これは何ですか。

A. 「居宅介護支援」のサービスは利用者負担が0円となっています。このサービスは、サービス計画を立てるなどケアマネジャー業務に対する報酬です。この報酬は、介護保険から全額が支払われているため、利用者負担はありません。

自己負担のないサービスですが、介護保険から給付されているため、お知らせしています。

Q. サービス種類で「特定入所者介護サービス」というのは何ですか。

A. これは、介護保険施設に入所したときの「食費」「居住費」、ショートステイを利用したときの「食費」「滞在費」の負担限度額を超えた分を介護保険が負担するものです。

(実際の費用額から利用者負担額を引いた金額が、介護保険から給付されています。)

この「食費」「居住費」の利用者負担額は、「介護保険負担限度額認定証」に記載されている負担限度額(負担額)のご利用日数分の金額になっています。

Q. 介護給付費通知は、確定申告の添付資料として利用できますか。

A. 介護給付通知書は、添付資料として利用することはできません。

介護給付費通知は、あくまでも介護サービスの利用状況を確認していただくための書類ですのでそれ以外の目的で使用することはできません。また、医療費控除の添付書類として利用することもできません。

Q. 利用した覚えのないサービスが記載されていますが、どうしたらよいですか。

A. まずは居宅サービス計画書(ケアプラン)を作成している担当ケアマネジャーや、介護給付費通知書に記載されている事業所にお問い合わせください。それでもなお、利用の事実がない場合には、揖斐広域連合介護保険課までご連絡ください。